



まん延防止等重点措置適用延長に伴う保育所等の対応について

広島県に適用されている新型コロナウイルス感染症対策に係る国のまん延防止等重点措置が2月18日（金）に、3月6日（日）まで延長されました。

これを受けて、現在、市内の保育所等において感染拡大防止のため、ご家庭での保育が可能な保護者に対し依頼しております利用自粛の協力について、次のとおり延長することとします。

1 期間

【延長前】令和4年1月18日（火）～2月20日（日）



【延長後】令和4年1月18日（火）～3月6日（日）

2 保育所等（保育所，認定こども園，地域型保育事業）の開所について

- (1) 保育所等は，感染防止対策を徹底した上で開所する。
- (2) ただし，ご家庭で安全に過ごすことが可能な場合には，利用自粛に協力していただくようお願いする。
- (3) 保育料については，日割りにより減免する。
- (4) 各保育施設等を通じて全ての保護者に周知するとともに，呉市ホームページ等にも掲載する。